

2-② 「サービス継続支援金」用途

(単位：円)

施設等の名称	用途 ※1	使用予定額 ※2	対象経費の例
			(1) 訪問・送迎に係る経費 燃料費、有料道路通行料等の訪問・送迎に係る移動に伴い必要となる経費 (2) 熱中症対策に係る経費 ネッククーラー、熱中症対策ウオッチ、冷感ポンチョ、業務用スポットクーラー、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機・サーキュレーター等の購入費用 (3) 防災対策に係る経費 飲料水・食料品等の備蓄物資、ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池、衛生用品、医療用品、簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入費用

※1 「対象経費の例」欄を参考に、支給決定から令和9年3月31日の間に「訪問・送迎に係る費用」「熱中症対策に係る費用」「防災対策に係る費用」として使用予定の経費の用途を記載してください。

※2 支給決定から令和9年3月31日の間に、「用途」欄に記載した用途に使用する金額を記載してください。使用予定額が申請額未満の場合は「サービス継続支援金」の支給を受けることができません。必ず申請額以上の金額を使用してください。

3 振込先

金融機関名				支店名			
金融機関コード (4桁)				支店コード (3桁)			
口座種別				口座番号 (7桁)			
口座名義人 ※カタカナで記載							

※必ず法人名義の口座を指定すること。

※口座番号は右詰めで記入すること。

4 支給要件

※すべてにチェックがなければ支給を受けることができません。

支給を申請する施設等は下記の要件を満たしています。

光熱費、食材費について原油価格等の高騰の影響を受けていること。

申請日時点で休止中でなく、また、支援期間において休止又は廃止の予定がないこと。

令和7年12月1日時点で、障害福祉サービス等の指定を受けている施設等であること。

5 誓約

※すべてにチェックがなければ支給を受けることができません。

私は、社会福祉施設等価格高騰対策支援金及び障害福祉サービス継続支援金を申請するにあたり、下記の内容について誓約します。

なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

県税に滞納はありません。

長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。

支援金の支給決定後に支給要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、速やかに支援金を返還します。

支給決定から令和9年3月31日までの間に、「訪問・送迎に係る費用」「熱中症対策に係る費用」「防災対策に係る費用」として申請額以上の経費を支出します。

所在地

法人名

代表者職氏名

県記載欄（申請者は記入不要です）

日付					
担当者					